

和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター図書館寄贈図書受入要領

制 定 平成21年10月 8日

法人和歌山大学規程第 966 号

最終改正 平成29年3月24日

(目的)

第1条 この要領は、和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター図書館規則第10条第2項の規定に基づき、和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター図書館（以下「図書館」という。）における寄贈図書の受入れについて必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 本学に受け入れる寄贈図書は、将来にわたり本学の教育・研究・学習上有用かつ不可欠なものと認められるものとする。

(申込手続)

第3条 図書を寄贈しようとする者は、図書寄贈申込書（別紙様式1）をあらかじめ図書館長に提出するものとする。ただし、寄贈する旨の書類を添えて、直接送付される図書については、当該書類を申込書として取扱うことができるものとする。

(科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金による取得図書の寄贈)

第4条 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金により取得した図書の寄贈については、前条の規定にかかわらず、当該研究代表者又は研究分担者は、取得後直ちに図書（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）寄贈申込書（別紙様式2）を図書館長に提出しなければならない。ただし、直ちに寄贈することにより研究上に支障が生じる5万円未満の図書については、研究上の支障がなくなった後とすることができる。

(受入手続)

第5条 寄贈図書の受入れについては、別に定める基準により図書館長が承認する。

附 則

この要領は、平成21年10月8日から施行する。

附 則（平成23年10月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1226号）

この改正要領は、平成23年10月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1905号）

この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

図 書 寄 贈 申 込 書

平成 年 月 日

分任財産管理担当役

和歌山大学クロスカル教育機構

学術情報センター図書館長 殿

寄贈申込者

住 所  
氏 名

印

下記により図書を寄贈したいので、申し込みます。

記

1. 寄贈図書の書名，冊数等

書 名： \_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 冊

内訳は，別紙内訳書のとおり

2. 寄贈の目的又は条件

3. その他

※ 受入れしないと判断された場合の返本について，いずれかに○をおつけください。

なお，返本を希望する場合の送料は，寄贈申込者のご負担といたしますので，ご了承ください。

返本を（希望する・希望しない）



図書（科学研究費補助金）寄贈申込書

平成 年 月 日

分任財産管理担当役

和歌山大学クロスカル教育機構

学術情報センター図書館長 殿

寄贈申込者

研究課題番号

所属・職名

氏 名

印

下記により図書を寄贈したいので、申し込みます。

記

1. 寄贈図書の書名，冊数等

書名	著者名	出版社	出版年	ISBN	冊数	単価	価格

2. 寄贈の目的又は条件

科学研究費補助金取扱規程による寄贈

3. その他